

# 特別支援学校医療的ケア安心サポート事業

福祉タクシー等の車両に看護師が同乗して学校へ送迎します。

**対象者** 府立特別支援学校に在籍し、一年間、登下校中に次の医療的ケアが必要となるため、スクールバスによる通学が困難な状態にある者で、福祉タクシー等による通学を安全に行い、学校での医療的ケア体制が確保できると府教委・校長が判断した者

**実施する医療的ケア** ①口腔内又は鼻腔内の喀痰吸引 ②気管カニューレ内部等の喀痰吸引 ③酸素療法や人工呼吸器の管理等 ④ ①～③と同等の医療的ケア に係る主治医の指示（指示書）に基づく医療的ケア



## 手続き

### ① 車両

### ② 看護師

#### 対象となる事業者

- ①道路運送法に基づき、旅客自動車運送事業（一般乗用自動車運送事業等）を実施している事業者
- ②同法に基づき、自家用有償旅客運送（福祉有償運送）を実施している事業者

対象児童生徒の医療的ケアを実施できる看護師が所属している事業者（訪問看護ステーション事業者等）

#### 手続の方法

保護者等と事業者及び学校の3者で契約書を交わす。

府教委と事業者との間で契約書を交わす。  
\*看護師が見つからない場合は、保護者等が同乗することも可能

#### 保護者等の手続き

※学校と一緒に進めますのでご安心ください。

- ①学校に事前相談
- ②学校に書類を届出  
必要書類を作成し、学校に提出
- ③事業者相談  
利用日調整やキャンセル時の対応の確認等を行い、同意を得る。
- ④契約書の作成・提出  
学校に相談の上、保護者等、事業者及び学校の3者で契約書を交わす。
- ⑤利用開始
- ⑥契約内容に基づき、請求書等により支払

※就学奨励費により、学校から保護者等へ実費補助（運賃のみ）

- ①学校に事前相談
- ②事業者相談  
利用希望日等、必要な情報を事業者へ伝え、受託が可能か事業者を確認
- ③学校に②の結果を報告し、申請書等の書類を受取り、必要書類を事業者へ渡す。
- ④主治医に「指示書」の作成を依頼  
内容等について事業者と事前協議。（費用は保護者等負担）
- ⑤「指示書」の内容確認
- ⑥学校に申請書等を提出  
申請に対する府教委からの結果通知・府教委と事業者の契約締結
- ⑦利用開始日決定
- ⑧学校、事業者と打合せ
- ⑨安全確認等（試走）
- ⑩看護師同乗による登下校の開始